平成29年度静岡県立こころの医療センター

水質検査業務契約書（平成29～31年度）（案）

地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立こころの医療センター（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）との間に次の契約を締結する。

（業務の内容）

第１条　甲は、別紙「平成29年度静岡県立こころの医療センター水質検査業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）に定める業務を乙に依頼し、乙はこれを受託する。

（契約期間）

第２条　契約の期間は平成29年4月１日から平成32年3月31日までの期間とする。

２　甲は、前項の規定に関わらず、契約をした日の属する年度の翌年度以降の法人予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、本契約を解除することができる。

（申出義務）

第３条　乙は、この契約の締結後の事情の変化により業務を遂行することが困難となり、又は甲に不利となるような事情の生じたときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（点検業務結果の報告）

第４条　乙は業務を実施したときは、速やかに水質検査結果書等を作成し、提出しなければならない。

（検査手数料及び支払方法）

第５条　甲は乙に対し検査業務を処理するための費用（以下「検査手数料」という。）として下表の金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得られる金額を支払うものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 税抜単価（円） |
| 浄水9項目 |  |
| 浄水30項目 |  |
| 浄水51項目 |  |
| 原水40項目 |  |
| 排水6項目 |  |
| 冷却塔レジオネラ属菌 |  |
| 浴槽水4項目 |  |
| 原水指標菌２項目 |  |

２　前項の検査手数料は、検査終了後、前条に定める水質検査結果書等の検収が行われたのち、乙の請求に基づき支払うものとする。乙は、甲の指定する請求書により請求をし、乙は請求のあった日から３０日以内に乙に支払うこととする。

（機密の保持）

第６条　乙は、検査業務の実施中に知り得た甲の機密事項を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第７条　乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（損害賠償責任）

第８条　乙は次に揚げる一の理由が生じたときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

（１）乙が検査業務の実施に関し、乙の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたとき。

（２）次条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

（契約の解除）

第９条　甲は、次に揚げる理由の一が生じたときは、いつでもこの契約を解除することができる。

（１）乙が検査期間内に検査業務を実施しないとき、又は実施する見込みがないと甲が認めるとき。

（２）乙が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

（３）乙が、検査業務を履行する能力を失ったと甲が認めるとき。

（４）甲が、当該設備を更新等により廃棄したとき。

（５）乙が次のアからオのいずれかに該当したとき。

ア　役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ｡）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という｡）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下各号において同じ｡））であると認められる者

イ　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ｡）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

（契約の変更）

第10条　甲は、必要があるときは、乙と協議の上この契約の内容を変更することができる。

（定めのない事項の処理）

第11条　この契約に定めのない事項については法令の定めるところによる他、必要な事項については甲乙協議の上決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成29年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　（甲）　静岡市葵区与一４丁目１番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　地方独立行政法人静岡県立病院機構

静岡県立こころの医療センター

　　　　　　　　　　　　　　　　　　院　長　　　村　上　直　人　印

　　　　　　　　　　　　　　（乙）